

ご遺族サポート ハンドブック

福井市

「ご遺族サポートコーナー」のご案内

予約制

ご遺族の方に市役所内で必要な手続きをご案内し、
申請書類の作成をサポートします。
来庁希望日の前日12:00までに予約してください。

電話予約 0776-20-5262

(受付時間 8:30 ~ 17:15、土日祝日年末年始を除く)

場所 福井市役所本館 1階 市民課⑦番窓口 (P.37 参照)

【ご利用時間】

① 9:00 ② 10:30 ③ 13:30 ④ 15:00

(土日祝日、年末年始を除く)



ご遺族の皆様へ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

亡くなられた方に関する手続きは故人ごとに異なり、ご不安をお持ちのご遺族の方もおられることと存じます。

この「ご遺族サポートハンドブック」では、市役所での手続きのほか、市役所以外での主な手続きも併せてご案内しております。

当ハンドブックをご利用いただくことで、皆様のご負担を少しでも和らげることができましたら幸いです。

福井市

もくじ

1	手続きに必要なとなる代表的な持ち物	P.2
2	市役所での手続きチェックリスト	P.3
3	具体的な手続き	P.7
	(1) マイナンバー・印鑑登録	P.7
	(2) 健康保険	P.7
	(3) 年金	P.9
	(4) 介護保険	P.10
	(5) 市税・車両等	P.11
	(6) 障がい福祉・指定難病	P.13
	(7) こども・子育て支援	P.14
	(8) 上下水道・住居等	P.17
	(9) 事業主・各種免許等	P.21
	(10) その他市役所以外での主な手続き・相談等	P.24
4	戸籍謄本や住民票の写し等の交付について	P.31
5	遺品の処分	P.33
6	お住まいになられていた家が空き家になったとき	P.34
7	ご遺族の相談・支援窓口	P.35
8	庁舎等案内図	P.37

1 手続きに必要なとなる代表的な持ち物

亡くなられた方に関するもの

(紛失等により該当する証書等が無い場合は、窓口でお申し出ください)

- 国民健康保険被保険者証 または 資格確認書 または 資格情報のお知らせ
または後期高齢者医療被保険者証 または 資格確認書

※国民健康保険に加入している方の世帯主が亡くなられた場合は、同じ世帯の中で国民健康保険に加入している方全員の被保険者証または資格確認書または資格情報のお知らせ

- 喪主が確認できるもの (会葬礼状、埋火葬許可証、葬儀の領収書等)
- 介護保険被保険者証
- 印鑑登録カード
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 各種医療費受給者証 (重度障がい者、指定難病、子ども、ひとり親等)
- 年金手帳または基礎年金番号通知書・年金証書等、年金番号が分かるもの
※詳細は、P.9 年金の項目をご覧ください。
- その他市から交付された各証 等

ご遺族のもの

- 来庁されるご遺族の本人確認書類

- ・官公署が発行した顔写真付きの証明書の場 **1点**
(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等)
- ・写真付きのものが無い場合は、官公署が発行した証明書等 **2点**
(健康保険証または資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等)

- 預貯金通帳 (相続人代表者、喪主)

- 認印 (氏名が自署でない場合や、葬祭費・還付金等の申請で振込先名義人が申請者と異なる場合等、必要となる場合があります。)



その他の持ち物について

死亡届提出後に必要となる手続きは、個人ごとに異なります。上記の持ち物以外でも、手続きごとに必要なものがございます。

該当ページをご覧ください、必要に応じて担当窓口へお問合せください。

2 市役所での手続きチェックリスト

(詳細は7ページ以降をご覧ください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状

項目	対象者	主な手続き	該当	ページ	担当窓口
マイナンバー・印鑑	マイナンバーカードをお持ちの方	・カード返納不要		P.7	市民課
	印鑑登録カードをお持ちの方	・カードの返納		P.7	
健康保険	国民健康保険に加入している方	・保険証等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・送付先変更の届出 ・保険証の変更 等		P.7 ～	保険年金課
	後期高齢者医療制度に加入している方 (75歳以上の方など)	・保険証等の返還 ・葬祭費の支給申請 ・送付先変更の届出 等		P.8	
年金	国民年金(障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金)を受給している方	・未支給年金の請求		P.9	保険年金課
	国民年金に加入している方	・遺族基礎年金、寡婦年金 または死亡一時金の請求		P.9	
介護保険	65歳以上の方または介護認定を受けている方	・資格喪失の届出 (被保険者証等の返還) 等		P.10	介護保険課
市税・車両等	亡くなられた方の口座から市税を引落している方	・口座の変更		P.11	納税課
	市税の納付が必要な方	・納付書の再発行等		P.11	
	納税通知書の送付先変更が必要な方(市・県民税、軽自動車税)	・送付先変更の届出		P.11	市民税課
	福井市ナンバーの原付や小型特殊自動車をお持ちの方	・名義変更、廃車		P.11	
	固定資産をお持ちの方、共有名義の固定資産の代表者である方	・納税義務者の指定 ・納税通知書の送付先変更		P.12	
未登記家屋をお持ちの方	・名義変更		P.12	資産税課	

2 市役所での手続きチェックリスト

(詳細は 14 ページ以降をご覧ください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状

項目	対象者	主な手続き		該当	ページ	担当窓口
こども・子育て支援※	児童手当を受給している方 または対象児童	〈受給者〉 ・未支払分の請求 ・受給者変更 ・資格情報変更	〈対象児童〉 ・受給資格喪失の届出 ・額改定の届出		P.14	こども政策課
	児童扶養手当を受給している方 または対象児童	〈受給者〉 ・受給者の死亡届 ・未支払分の請求 ・新規認定請求	〈対象児童〉 ・受給資格喪失の届出 ・額改定の届出		P.15	
	子ども医療費助成受給の方 または対象児童	〈受給者〉 ・受給者変更	〈対象児童〉 ・受給資格喪失の届出		P.15	
	ひとり親家庭等医療費等助成受給の方 または対象児童	・受給資格喪失の届出 ・新規認定申請			P.15	
	保育園、認定こども園、幼稚園在園児の保護者 または対象児童	・代表保護者変更の届出 ・保育園等の退園の届出			P.16	各園 (こども保育課)
	在宅育児応援手当受給の方 または対象児童	・申請書の記載事項の変更			P.16	こども政策課
	就学援助を受けている方	・変更申請			P.16	各小中学校 (学校教育課)
	小児慢性特定疾病医療費受給の方 または対象児童	〈受給者〉 ・受給者変更の届出 ・支給認定の変更申請	〈対象児童〉 ・受給者証返還の届出		P.16	福井市保健所 地域保健課
上下水道・住居等	水道をご使用の方	・名義変更 ・使用中止 ・支払方法、請求書送付先の変更			P.17	上下水お客様センター
	下水道と併せて井戸水等をご使用の方	・井戸水等の休止または廃止 ・世帯人数、使用者、引落口座の変更			P.18	

※ ひとり親となられた方の相談窓口については、17 ページに掲載しています。

項目	対象者	主な手続き	該当	ページ	担当窓口
上下水道・住居等	集落排水区域に居住し、井戸水等をご使用の方	<ul style="list-style-type: none"> 井戸水等の休止または廃止 世帯人数、使用者、引落口座の変更 		P.18	上下水お客様センター
	美山地区で浄化槽使用料をお支払いの方	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の名義人変更や休止 井戸水等の休止 世帯人数、使用者、引落口座の変更 		P.18	上下水お客様センター 上下水道サービス課
	浄化槽を設置している方	<ul style="list-style-type: none"> 管理者変更の報告または使用廃止(休止)の届出 		P.18	福井市保健所生活衛生課
	道路・水路等を占有している方	<ul style="list-style-type: none"> 名義変更・承継 		P.18	監理課
	市営住宅に入居している方	<ul style="list-style-type: none"> 返還届 同居者異動届 入居承継承認申請 		P.19	市営住宅課
	市営墓地（西墓地、東山墓地、兎越山墓地）をご使用の方	<ul style="list-style-type: none"> 名義変更 埋火葬許可証の提出 		P.19	公園課
	農地・林地を相続した方	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条の3の規定による届出 森林の土地所有者の届出 		P.19 ～	農業委員会事務局 林業水産課
	通話録音装置の貸与を受けている方	<ul style="list-style-type: none"> 装置の返却 		P.20	消費者センター
犬を飼っている方	<ul style="list-style-type: none"> 所有者または犬の所在地変更の届出 		P.20	福井市保健所生活衛生課	
事業主・各種免許等	法人市民税の申告義務のある法人の代表者	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の変更 		P.21	市民税課
	屋外広告物管理者 特例屋外広告業届出者	<ul style="list-style-type: none"> 変更の届出 		P.21	監理課
	各種事業所を営んでいる方 各種免許等をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> 廃止または承継の届出 等 登録抹消申請 等 		P.21 ～	福井市保健所各所属

3 具体的な手続き

(□はお持ちいただくものです)

(1) マイナンバー・印鑑登録

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
マイナンバーカード	マイナンバーカードをお持ちの方	カード返納不要	死亡届と同時にカードの機能は失効します。 相続等の手続きに、マイナンバーの記載が必要になる場合があります。 手続き終了後に破棄願います。	市役所 市民課 (本館1階) TEL:20-5286 FAX:20-6032
印鑑登録	印鑑登録カードをお持ちの方	印鑑登録カードの返納	<input type="checkbox"/> 印鑑登録カード 死亡に伴い印鑑登録は抹消されます。 ご都合の良い時に返却してください。	

(2) 健康保険

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
国民健康保険	国民健康保険に加入している方	保険証等の返還	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証(資格確認書)、限度額認定証、特定疾病証の各証	市役所 保険年金課 (本館2階) TEL:20-5383 FAX:20-5747
		葬祭費の支給申請 ※加入期間により申請できない場合があります	<input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類(会葬礼状や埋火葬許可証等) <input type="checkbox"/> 喪主の通帳 手続期限 葬祭を行った日の翌日から <u>2年以内</u>	
		高額療養費、療養費等の振込先の登録または変更	後日、市から対象者に申請書を送付します。 手続期限 診療日から <u>2年以内</u>	

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口	
国民健康保険	納税通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口に提出してください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 市役所 保険年金課 (本館2階) TEL: 20-5383 FAX: 20-5747 </div>	
	国民健康保険に加入している方の世帯主の方	世帯内の国保加入者の保険証等の記載事項変更	同一世帯の国保加入者全員の <input type="checkbox"/> 被保険者証(資格確認書) <input type="checkbox"/> 限度額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病証の各証		
後期高齢者医療	後期高齢者医療制度に加入している方	保険証等の返還	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証(資格確認書)、限度額認定証、特定疾病証等の各証		
		葬祭費の支給申請	<input type="checkbox"/> 喪主であることが確認できる書類 (会葬礼状や埋火葬許可証等) <input type="checkbox"/> 喪主の通帳 手続期限 葬祭を行った日の翌日から <u>2年以内</u>		
		高額療養費、療養費等の振込先の登録または変更	対象者には、後日、福井県後期高齢者医療広域連合から申請書が届きます。 手続期限 診療日から <u>2年以内</u>		
	保険料通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口に提出してください。		
	保険料の納付が必要な方	納付書の再発行	右記窓口へお問合せください。		
その他	社会保険・共済組合等に参加している方	埋葬料の支給申請	各保険者にお問合せください。		勤務先(担当部署)や保険組合の窓口等

(3) 年金

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
国民年金	国民年金(障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金)を受給している方	未支給年金の請求	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。 手続期限 受給権者の年金支払日の翌月の初日から <u>5年以内</u>	市役所 保険年金課 (本館2階) TEL: 20-5476 FAX: 20-5747
	国民年金に加入している方	遺族基礎年金、寡婦年金または死亡一時金*の請求 ※保険料納付済期間が36か月以上ある第1号被保険者(自営業者や学生等)が対象	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。 手続期限 遺族基礎年金・寡婦年金 …亡くなられた日の翌日から <u>5年以内</u> 死亡一時金 …亡くなられた日の翌日から <u>2年以内</u>	
国民年金・厚生年金	上記以外の国民年金及び厚生年金を受給している方または加入している方	未支給年金、遺族厚生年金の請求など	<input type="checkbox"/> 年金手帳または基礎年金番号通知書、年金証書等 <input type="checkbox"/> 請求者の本人確認書類 ※事前に予約をお願いします。 ※請求する方によって必要なものが異なるため、事前にお問合せください。 速やかにお手続きください。	福井年金事務所 (手寄 2-1-34) P.40 に案内図 【相談・手続き予約】 日本年金機構 予約専用ダイヤル TEL: 0570-05-4890

項目	対象者	主な手続き・必要なもの等	担当窓口
農業者年金	農業者年金を受給または加入している方	受給口座または振替口座のある J A 福井県各支店へお問合せください。	J A 福井県各支店
共済年金	共済年金を受給または加入している方	公務員、学校の先生をされている(されていた)方は、各共済組合へお問合せください。	各共済組合
恩給	恩給を受給している方	右記窓口へお問合せください。	総務省 恩給相談窓口 TEL:03-5273-1400
企業年金	企業年金を受給または加入している方	右記窓口へお問合せください。	企業年金連合会 TEL:0570-02-2666

(4) 介護保険

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
介護保険	65歳以上または介護認定を受けている方	資格喪失の届出 (被保険者証等の返還)	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証(緑)、負担割合証(黄)、各種認定証	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 介護保険課 (別館2階) TEL:20-5715 FAX:20-5766
		高額介護等サービス費の振込先変更	振込先の口座が亡くなられた方のものである場合は、変更手続きが必要です。 手続期限 サービスを提供した月の翌月の初日から <u>2年以内</u>	

(5) 市税・車両等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
納税全般	亡くなられた方の口座から市税を引落している方	口座の変更	対象者には、残期分納付書を送付します。 引き続き口座振替による納付を希望する場合は、右記窓口へお問合せください。	市役所 納税課 (本館2階) TEL:20-5330 FAX:20-5339
	市税の納付が必要な方	納付書の再発行等	右記窓口へお問合せください。	
市・県民税、 軽自動車税(種別割)	納税通知書の送付先変更が必要な方	送付先変更の届出	相続人の住所が亡くなられた方と異なり、送付先の変更を希望する場合は、右記窓口へお問合せください。	市役所 市民税課 (本館2階) TEL:20-5306 FAX:20-5748
	原動機付自転車(125cc以下)、 小型特殊自動車(福井市ナンバー)をお持ちの方 ※軽自動車、普通自動車、125cc超の二輪の手続きは、P.24へ	名義変更 毎年4月1日現在の所有者(名義人)に課税されますので、名義変更・廃車はお早めにお手続きください。	<input type="checkbox"/> 相続人(新所有者)の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険証明書 (農耕作業車は不要) 手続期限 相続の日から <u>15日以内</u>	市役所 市民税課 (本館2階) TEL:20-5306 FAX:20-5748 市民課(証明係) (本館1階) TEL:20-5739 FAX:20-6032
		廃車	<input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート 手続期限 亡くなられた日から <u>30日以内</u>	

チェックリスト
各種手続き
市役所外の主な手続き
戸籍謄本・住民票の写し等の交付
遺品の処分
ご遺族の相談窓口
庁舎等案内図
委任状

(6) 障がい福祉・指定難病

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
障がい福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	手帳の返還	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> 障がい福祉課 (別館1階) TEL:20-5435 FAX:20-5407
	重症心身障害児(者)福祉手当を受給している方	資格喪失の届出 未支払分振込のための相続人指定	<input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置福祉手当を受給している方	死亡の届出 未支払分の請求 未支払分振込のための相続人指定	<input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳	
	特別児童扶養手当受給者	死亡の届出 未支払分の請求 受給者の変更	<input type="checkbox"/> 対象児童名義の通帳 <input type="checkbox"/> 新規受給者名義の通帳	
	特別児童扶養手当支給対象児童	資格喪失届または額改定の届出	速やかにお手続きください。	
	重度障がい者(児)医療費等助成を受けている方	受給者証の返還 未支給助成金振込のための相続人指定	<input type="checkbox"/> 重度障がい者医療費等受給者証 <input type="checkbox"/> 相続人名義の通帳	
	その他の障害福祉サービス等を受けていた方	福祉サービス受給者証の返還	<input type="checkbox"/> 福祉サービス受給者証 (オレンジ色の手帳)	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
障がい福祉	福井市タクシー利用助成券をお持ちの方	助成券の返還	<input type="checkbox"/> 福井市タクシー利用助成券	市役所 障がい福祉課 (別館1階) TEL:20-5435 FAX:20-5407
指定難病	特定医療費(指定難病)を受給している方	受給者証返還の届出	<input type="checkbox"/> 特定医療費(指定難病)受給者証 速やかにお手続きください。	福井市保健所 地域保健課 (西木田2-8-8) TEL:33-5185 FAX:33-5473

(7) こども・子育て支援

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
児童手当	児童手当を受給している方	未支払い分の請求 受給者変更	<input type="checkbox"/> 対象児童の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 対象児童の認印 (氏名が自署でない場合) <input type="checkbox"/> 新受給者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新受給者のマイナンバー <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳等の写し 手続期限 亡くなられた月の月末まで または亡くなられた日の 翌日から <u>15日以内</u>	以上2点は、高校生年代までの最年長の児童の方のものをお持ちください。 市役所 こども政策課 (別館2階) TEL:20-5412 FAX:20-5735 ※ 公務員の場合は勤務先
	児童手当支給対象児童	受給資格喪失の届出 または 額改定の届出	速やかにお手続きください。	

3 具体的な手続き

(□はお持ちいただくものです)

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
児童扶養手当	児童扶養手当を受給している方	受給者の死亡届 未支払い分の請求	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 対象児童の認印 (氏名が自署でない場合) 速やかにお手続きください。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">市役所</div> こども政策課 (別館2階) TEL:20-5412 FAX:20-5735
		新たな受給者の 認定請求	右記窓口へご相談ください。	
	児童扶養手当支給対象児童	受給資格喪失の 届出 または 額改定の届出	速やかにお手続きください。	
医療費助成	子ども医療費助成受給の方	受給者変更	<input type="checkbox"/> 対象児童の加入保険情報が 分かる書類 <input type="checkbox"/> 新受給者の通帳等の写し <input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類 速やかにお手続きください。	
	子ども医療費助成対象児童	受給資格喪失の 届出	速やかにお手続きください。	
	ひとり親家庭等 医療費等助成受給の方	受給資格喪失の 届出	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療受給者 証 <input type="checkbox"/> 対象児童の通帳等の写し 速やかにお手続きください。	
		新たな受給者の 認定請求	右記窓口へご相談ください。	
ひとり親家庭等 医療費等助成の 対象児童	受給資格喪失の 届出	速やかにお手続きください。		

チェックリスト
 各種手続き
 市役所外の主な手続き
 戸籍謄本・住民票の写し等の交付
 遺品の処分
 ご遺族の相談窓口
 庁舎等案内図
 委任状

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
保育園・幼稚園	保育園、認定こども園、幼稚園（福大附を除く） 在園児の保護者	代表保護者変更の届出	<input type="checkbox"/> 支給認定証または施設等利用給付認定通知書	各園 または 市役所 こども保育課 （別館2階） TEL:20-5270 FAX:20-5490
	上記在園児	保育園等の退園の届出		
在宅育児応援	在宅育児応援手当を受給している方または対象児童	申請書の記載事項の変更	速やかにお手続きください。 詳しくは右記窓口へお問合せください。	市役所 こども政策課 （別館2階） TEL:20-5412 FAX:20-5735
就学援助	就学援助を受けている方	変更申請	右記窓口にご相談ください。	各小中学校 または 市役所 学校教育課 （本館6階） TEL:20-5350 FAX:20-5344
小児慢性特定疾病	小児慢性特定疾病医療費受給者の方	受給者変更の届出 支給認定の変更申請	右記窓口へご相談ください。	福井市保健所 地域保健課 （西木田2-8-8） TEL:33-5185 FAX:33-5473
	小児慢性特定疾病医療費受給対象児童	受給者証返還の届出	<input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療受給者証 速やかにお手続きください。	

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
下水道等	下水道をご使用で、水道水以外の水(井戸水等)をご使用の方	井戸水等の休止 または廃止 世帯人数の変更 使用者の変更 引落口座の変更	お早めに右記窓口へ連絡してください。 手続きに応じた書類を送付いたします。	福井市上下水道局 上下水 お客様センター (大手 3-13-1 上下水道局庁舎 1階) TEL:20-5621 FAX:20-5639
	集落排水区域に居住し、水道水以外の水(井戸水等)をご使用の方	井戸水等の休止 または廃止 世帯人数の変更 使用者の変更 引落口座の変更		
	美山地区で浄化槽使用料をお支払いの方	浄化槽の名義人 変更や休止 井戸水等の休止 世帯人数の変更 使用者の変更 引落口座の変更		福井市上下水道局 上下水 お客様センター (同上) または 上下水道 サービス課 (上下水道局庁舎 2階) TEL:20-5632 FAX:20-5637
浄化槽	浄化槽を設置している方	管理者変更の報告	詳しくは右記窓口へ連絡してください。 ※なお休止の場合は、清掃業者が発行する下記書類が別途必要となります。 <input type="checkbox"/> 浄化槽の使用の休止に係る清掃の記録	福井市保健所 生活衛生課 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473
		使用廃止(休止)の届出		
道路・水路占用	道路・水路等を占用している方	名義変更・承継	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	市役所 監理課 (本館 4階) TEL:20-5555

3 具体的な手続き

(□はお持ちいただくものです)

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
市営住宅	契約者本人が亡くなられた場合	返還届	返還の手続き(退去立会い等)が必要です。 個別の状況に応じてご案内します。 速やかに右記窓口へお問合せください。	市役所 市営住宅課 (本館4階) TEL:20-5570 FAX:20-5573
	市営住宅に入居している同居親族が亡くなられた場合	同居者異動届	同居者異動の手続きが必要です。 個別の状況に応じてご案内します。 速やかに右記窓口へお問合せください。	
	契約者本人が亡くなり、同居親族の方が引き続き入居を希望する場合	入居承継承認申請	承継の手続きが必要です。 ただし、入居承継には条件があります。 個別の状況に応じてご案内します。 速やかに右記窓口へお問合せください。	
市営墓地	市営墓地(西墓地、東山墓地、兎越山墓地)をご使用の方 (寺院や町内で管理している区画を使用している方を除く)	名義変更	状況に応じて必要書類が異なります。 お早めに右記窓口へお問合せの上、お手続きください。	市役所 公園課 (本館4階) TEL:20-5460 FAX:20-5769
		埋火葬許可証の提出	<input type="checkbox"/> 埋火葬許可証 埋葬(納骨)の前にご提出ください。 ご不明な点は右記窓口へお問合せください。	
農地	農地を相続した方	農地法第3条の3の規定による届出	相続登記完了後にお手続きください。 ご不明な点は右記窓口へお問合せください。 手続期限 権利を取得したことを知った時点から、 <u>おおむね10か月以内</u>	市役所 農業委員会 事務局 (本館5階) TEL:20-5550 FAX:20-5558

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
森林	森林の土地を相続した方	森林の土地所有者の届出	<input type="checkbox"/> 当該土地の登記事項証明書や登記完了証(電子申請)の写し等届出の原因を証明する書面 <input type="checkbox"/> 当該土地の位置を示す地図(公図や森林計画図の写し等) 相続登記完了後にお手続きください。 手続き期限 所有者となった日から <u>90日以内</u>	市役所 林業水産課 (本館5階) TEL:20-5430 FAX:20-5752
通話録音装置	通話録音装置の貸与を受けている方	装置の返却	職員が回収します。 右記窓口へ連絡してください。	消費者センター (田原1-13-6 フェニックス・プラザ1階) TEL:20-5070 FAX:20-5081
犬	犬を飼っている方	所有者または犬の所在地変更の届出	右記窓口へお問合せください。 新しい飼い主の住所が福井市外の場合は、鑑札等を持参の上、住所のある自治体で手続きを行ってください。 ※マイクロチップ装着済の犬の場合、インターネット上での変更手続きで済む場合があります。	福井市保健所 生活衛生課 (西木田2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473

..... MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

(9) 事業主・各種免許等

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
法人の代表者	法人の代表者 (法人市民税の 申告義務のある 法人)	法人等の異動申告 (代表者の変更)	<input type="checkbox"/> 代表者変更後の登記簿謄本 手続期限 代表者が変更になった日から <u>1か月以内</u>	市役所 市民税課 (本館2階) TEL:20-5306 FAX:20-5748
屋外広告	屋外広告物管理者	屋外広告物表示 管理者等変更の 届出	右記窓口へお問合せください。	市役所 監理課 (本館4階) TEL:20-5555
	特例屋外広告業 届出者	特例屋外広告業 の届出事項変更		
保健衛生免許関係	保健衛生関係の 免許証をお持ち の方	登録の抹消申請	<input type="checkbox"/> 除籍抄本 <input type="checkbox"/> 現に受けている免許証 届出者は、戸籍法による死亡 の届出義務者(同居の親族、 その他の同居者、家主・地主 または家屋若しくは土地の管 理人等)です。 手続期限 亡くなられた日の翌日から <u>30日以内</u>	福井市保健所 地域保健課 (西木田2-8-8) TEL:33-5182 FAX:33-5473

〈対象となる免許証の種類〉
 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、管理栄養士、栄養士

MEMO

チェックリスト
 各種手続き
 市役所外の主な手続き
 戸籍謄本・住民票の写し等の交付
 遺品の処分
 ご遺族の相談窓口
 庁舎等案内図
 委任状

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
診療所関係	診療所・助産所を個人で営んでいる方	診療所または助産所の開設者が死亡した場合の届出	<input type="checkbox"/> 開設者との続柄を記載した届出者の戸籍抄本 届出者は、戸籍法による死亡等の届出義務者(同居の親族、その他の同居者、家主・地主または家屋若しくは土地の管理人等)です。 手続期限 亡くなられた日の翌日から <u>10日以内</u>	福井市保健所 地域保健課 (西木田 2-8-8) TEL:33-5182 FAX:33-5473
施術所・歯科技工所関係	対象事業所を個人で営んでいる方	事業所の廃止の届出	手続期限 亡くなられた日の翌日から <u>10日以内</u>	
〈対象となる事業所〉 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復)、歯科技工所				
薬局等関係	対象事業所を個人で営んでいる方	事業所の廃止の届出	<input type="checkbox"/> 現に受けている許可証または登録証 手続期限 亡くなられた日の翌日から <u>30日以内</u>	
〈対象となる事業所〉 薬局、医薬品販売業(店舗販売業)、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業				
飲食・食品製造販売	飲食店、食品製造・販売業等を営んでいる方	廃止または承継の届出 等	<input type="checkbox"/> 現に受けている営業許可証等 承継(相続)の際は、必ずご相談ください。	福井市保健所 生活衛生課 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473

3 具体的な手続き

(□はお持ちいただくものです)

チェックリスト
各種手続き
市役所外の主な手続き
戸籍謄本・住民票の写し等の交付
遺品の処分
ご遺族の相談窓口
庁舎等案内図
委任状

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
生活衛生関係営業	対象となる事業所の営業許可等を受けている方	廃止または承継の届出 等	<p>□ 現に受けている営業許可証または検査確認済証</p> <p>業種や承継の内容に応じて、必要な書類が異なりますので、右記窓口にお問合せください。</p> <p>事業承継(相続)の際は、必ずご相談ください。</p> <p>手続期限</p> <p>温泉利用施設、旅館・ホテル・簡易宿所等を相続する場合、営業者が亡くなられた日の翌日から <u>60日以内</u>にお手続きください。</p> <p>60日を超えてしまうと、新規で許可の申請が必要となり、手数料が高くなります。</p>	<p>福井市保健所</p> <p>生活衛生課 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473</p>
<p>〈対象となる事業所〉</p> <p>理容所、美容所、クリーニング所、興行場(映画館等)、旅館・ホテル・簡易宿所等、公衆浴場、温泉利用施設</p>				
食品・生活衛生関係	食品・生活衛生関係の免許をお持ちの方	免許証の返納 名簿登録の消除	<p>□ 現に受けている免許証等</p> <p>詳しくは、右記窓口へお問合せください。</p> <p>※理美容師免許の返納先は異なります。右記窓口へお問合せください。</p>	
<p>〈対象となる免許証の種類〉</p> <p>調理師、製菓衛生師、ふぐ処理師、クリーニング師</p>				

項目	対象者	主な手続き	必要なもの等	担当窓口
特定建築物	特定建築物の所有者	廃止または変更の届出 等	詳しくは、右記窓口へお問合せください。	福井市保健所 生活衛生課 (西木田 2-8-8) TEL:33-5183 FAX:33-5473
動物取扱業	ペットショップ、ペットホテル等を営んでいる方	廃業届	<input type="checkbox"/> 現に受けている登録証(第一種動物取扱業の場合) 詳しくは、右記窓口へお問合せください。	

(10) その他市役所以外での主な手続き・相談等

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
普通自動車・二輪車・軽自動車	普通自動車 (自動車税種別割)	自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 年度途中で亡くなられた場合でも1年分納める必要がありますが、抹消した場合は月割りで減額されます。 相続により、普通自動車の権利を取得した方は、福井運輸支局で名義変更の手続きが必要です。	福井県税事務所 課税第二課 自動車税グループ (松本 3-16-10 福井合同庁舎 2階) TEL:21-8274 FAX:21-8260
	普通自動車	名義変更・抹消・廃車 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、お早めにお手続きください。	中部運輸局 福井運輸支局 (西谷 1-1402) TEL:050-5540-2057
	二輪車(125cc超)		
	軽自動車(三・四輪)	記載変更(名義・住所変更)・返納 毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されますので、お早めにお手続きください。	軽自動車検査協会 福井事務所 (浅水町 138-11-3) TEL:050-3816-1774

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
相続・準確定申告等	相続登記(土地・家屋)	令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されています。手続き案内は予約制です。詳しくはお問合せください。	福井地方法務局P.40に案内図 (春山 1-1-54 福井春山合同庁舎5・6階) 相続登記申請について TEL:22-4988
	法定相続情報証明制度	各種相続手続きに利用することができる法定相続情報一覧図の写しの交付を行っています。手数料は無料です。	法務省ホームページ (相続登記申請義務化) 
	自筆証書遺言書保管制度	遺言書が法務局に預けられているかの確認や、預けられている遺言書の内容についての証明書を請求できます。手続きは予約制です。詳しくはお問合せください。	法定相続情報証明制度 について TEL:22-4988 法務局ホームページ (法定相続情報証明制度) 
	相続放棄・限定承認	相続放棄・限定承認の申立	福井家庭裁判所 (春山 1-1-1) TEL:91-5069 

3 具体的な手続き

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
相続・準確定申告等	国税関係	相続税手続き 所得税の準確定申告 消費税申告手続き	福井税務署 P.40 に案内図 (春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 2 階) 【電話相談】 国税相談専用ダイヤル TEL:0570-00-5901 (全国一律料金) 【面接相談予約】 TEL:23-2690(代表) →自動音声案内後「2」を選択
その他 国・県	運転免許証	更新通知の誤送付を防止するため返納にご協力ください。 (亡くなられたことが分かる資料の提示にご協力ください)	最寄りの警察署交通課 または 福井県運転者教育センター (坂井市春江町針原 58-10) TEL:51-2820
	パスポート	返納手続き (有効期間中のもののみ)	福井旅券室 (宝永 3-1-1 福井県国際交流会館 1 階) TEL:28-8820
	特別永住者証明書 在留カード	証明書及びカードの返納	名古屋出入国在留管理局 福井出張所 (春山 1-1-54 福井春山合同庁舎 14 階) TEL:28-2101 P.40 に案内図
電気	電気(北陸電力)	名義変更・解約	北陸電力 お客様サービスセンター TEL:0120-776453
	電気(北陸電力以外)	名義変更・解約	各電力会社等

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状

項目	種別	主な手続き・相談等	お問合せ先等
ガス	都市ガス	名義変更・解約	福井都市ガス (飯塚町 20-1-5) TEL:43-6801 FAX:43-6734
	L P ガス(プロパンガス)	名義変更・解約	各販売店等
通信関係	電話(N T T)	名義変更・解約	N T T 西日本 TEL:局番なしの 116 (携帯電話の場合 0800-2000116)
	電話(N T T 以外)	名義変更・解約	各契約会社
	携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
	インターネット	名義変更・解約	各契約会社
	N H K 受信料	名義変更・解約	N H K ふれあいセンター TEL : 0120-151515 または 0570-077-077 上記が利用できない場合 TEL : 050-3786-5003
	ケーブルテレビ	名義変更・解約	ふくいケーブルテレビ お客様センター TEL : 0120-05-5710
金融機関等	預貯金等	口座凍結の解除	各金融機関
	クレジットカード	解約	各契約会社
	株式・投資信託等	名義変更・解約	証券会社等
	住宅ローン、自動車ローン等	ローン残高の返済	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状

4 戸籍謄本や住民票の写し等の交付について

市民課では、各種相続手続き等に必要となる、戸籍謄本や住民票の写し等を発行しています。マイナンバーカードをお持ちであっても、コンビニ交付やオンライン申請では発行できないものがございますのでご注意ください。

また、各種証明書を発行できる場所については、次ページをご覧ください。

(1) 戸籍

出生から死亡までの間の、どの部分の戸籍が必要となるか、あらかじめ提出先にご確認ください。亡くなられた方の配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)以外の方からの請求の際には、原則配偶者または直系の方からの委任状が必要です。委任状は P.41 の様式をコピーしてご利用いただけますが、同一内容を満たす任意の様式でも構いません。

〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
現戸籍 (謄本(全部事項証明)、抄本(個人事項証明))	1 通 450 円	本人確認書類、 認印(氏名が自署でない場合)、 委任状(代理人による請求の場合)
除籍 (謄本(全部事項証明)、抄本(個人事項証明))	1 通 750 円	
改製原戸籍(謄本・抄本)		
附票(全部・一部証明)の写し	1 通 300 円	

※本籍地が福井市以外の戸籍も請求できる場合があります。詳しくはお問合せください。

(2) 住民票

記載の必要な項目を、あらかじめ提出先にご確認ください。

亡くなられた方の住民票の除票(除住民票)の写しを請求できる方は、利用目的及び提出先によって異なります。また、請求の際に必要なものについても異なりますので、事前にお問合せください。

〈各証明書の手数料〉

証明書の種類	手数料	必要なもの
住民票の写し	1 通 300 円	本人確認書類、認印 (氏名が自署でない場合)
住民票の写し(広域交付)		
住民票の除票(除住民票)の写し		
住民票記載事項証明		

（3）戸籍謄本や住民票の写し等の発行が可能な窓口

市民課窓口のほか、各サービスセンター・連絡所で、下表の各種証明書の交付や届出業務を行っています。業務時間は、平日 8:30 から 17:15 (受付は 17:00) までです。

○…17 時まで受付可 ◎…毎週火・金曜日は 19 時まで延長受付 ×…受付不可

機関名・住所	電話	住民票	印鑑証明書	所得証明書	納税証明書	資産証明書	車庫証明用土地証明書	印鑑の登録	印鑑の廃止	戸籍謄抄本	戸籍の附票	戸籍の届出	住所の届出	除籍謄抄本
市民課 (大手 3 丁目 10-1)	20-5286	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東サービスセンター (松城町 12-7 パリオ敷地内)	25-5349	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
南サービスセンター (花堂南 2-16-1 ベル敷地内)	36-0033	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
西サービスセンター (淵 2-1705 A コープやしろ店敷地内)	36-0044	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
北サービスセンター (堀ノ宮 1-208 JA 福井県西藤島出張所敷地内)	23-0637	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	×	×	○
川西連絡所 (砂子坂町 5-58 川西コミュニティーセンター併設)	83-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田連絡所 (下森田藤巻町 2 森田公民館併設)	56-0001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東足羽連絡所 (東郷二ヶ町 6-6 東体育館併設)	41-0301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
殿下連絡所 (風尾町 1-13 殿下公民館併設)	97-2101	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
国見連絡所 (鮎川町 133-1-3 国見公民館併設)	88-2001	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
美山連絡所 (美山町 7-1)	90-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
越廼連絡所 (茱崎町 1-68 越廼公民館併設)	89-2111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
清水連絡所 (風巻町 28-8-1 清水健康管理センター併設)	98-2001	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※資産証明書は取扱いできないものがあります。

※証明の種類によってはお時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

5 遺品の処分

遺品を整理し、処分される場合は、種別ごとに各施設に直接お持ち込みいただくことができます。粗大ごみとなる場合は、戸別収集をお申込みいただくこともできます。持ち込み、戸別収集は、いずれも費用がかかります。

各施設に直接お持ち込みすることができない場合は、福井市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた事業者へ依頼することもできます。市の許可業者は、ホームページで確認できますので、許可内容をご確認の上、ご依頼ください。なお、許可のない事業者へ依頼することはできません。

福井市ホームページ(福井市一般廃棄物収集運搬業者名簿)→また、市では処理できないごみもあります。詳しくはお問合せください。



〈ごみの持ち込み先一覧〉※ごみの種類や住んでいる地区によって持ち込める施設が異なります。

施設名 P.39 に案内図	収集 資源センター (南江守町 2-1)	福井市 クリーンセンター (寮町 50-41)	広域圏 清掃センター (あわら市笹岡 33-3-1)	鯖江 クリーンセンター (鯖江市西番町 15-11)
電話	35-0052	53-8999	74-1314	0778-51-2310
持込ができる地区	市内全地区		福井地区・美山地区	越廼地区・清水地区
受入日時	平日(祝日を除く)、第2日曜 8時30分～12時、13時～17時		平日、第2・4日曜 (祝日を除く) 8時30分～17時	平日、第2日曜 (祝日を除く) 8時30分～17時
燃やせるごみ	×	○ (平日のみ)	×	○
燃やせないごみ	×	×	○ (平日のみ)	○
燃やせる粗大ごみ ^{※1}	○	○	○	○
燃やせない粗大ごみ ^{※2}	○	×	○	○
注意事項	法人・事業所 のごみは持ち 込めません。	プラスチック類は 持ち込めません。 第2日曜は粗大 ごみのみ受け入 れます。	中身が確認できる状 態で持ち込んでくだ さい。	福井市指定ごみ袋ま たは中身の見える透 明・半透明の袋を使用 してください。第2 日曜は家庭系粗大ご みのみ受け入れます。

※1 燃やせる粗大ごみの例

木製の家具・寝具類(スプリング入りマットレスは燃やせない粗大ごみ)、じゅうたん、カーペット、布団、毛布、座布団など。

※2 燃やせない粗大ごみの例

大型家電類(大型掃除機、電子レンジ、ガス釜、ステレオ、電気カーペットなど)、スポーツ用具・子ども遊具類(スキー板、スノーボード、ゴルフクラブ、三輪車、ベビーカーなど)、大型プラ製品、その他(自転車、ストーブ、スプリング入りマットレス・ソファ、スチールパイプベッドなど)。

i 粗大ごみの戸別収集(回収日は平日のみ)

粗大ごみをご自身で処理施設へ持ち込めない場合は、有料で戸別収集の申込みを受け付けています。収集資源センター(TEL:35-0052)へご連絡ください。

- ・収集点数は、1回につき5点までに限ります。
- ・年末年始など混雑が予想される時期は、お早め(1か月程度前)にご予約願います。

⚠ 市では処理できない粗大ごみ

次の粗大ごみは、前ページの施設では受け入れられません。詳しくは、下記連絡先または収集資源センター（TEL:35-0052）へお問合せください。

家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）

手続き方法①：購入店や買い替え店に依頼する

手続き方法②：収集運搬業者に依頼する

※許可業者については、収集資源センターにお尋ねください。

手続き方法③：郵便局でリサイクル費用を振込後、リサイクル券を受け取り、リサイクル券とともに製品を指定場所へ持ち込む

〈リサイクル券の標準的な料金（振込手数料を除く）〉

令和 5 年 4 月時点

種 別		金額(税込)	種 別		金額(税込)
エアコン(壁掛け形・床置形・ウインド形)		990円	冷蔵庫・	171ℓ以上(大)	4,730円
テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマ)	16型以上(大)	2,970円	冷凍庫	170ℓ以下(小)	3,740円
	15型以下(小)	1,870円	洗濯機・衣類乾燥機		2,530円

※一部メーカーは料金が異なります。 ※別途振込手数料がかかります。

パソコン 手続き方法：パソコンメーカーに直接お申込みください。

自作のもの、倒産したメーカーのもの、輸入販売のものなど、回収するメーカーがない場合は、パソコン 3R 推進協会（TEL:03-5282-7685）にお問合せください。

排出禁止物 廃油、廃塗料、自動車、グランドピアノ、オートバイ、農機具、土砂、瓦、ブロック、コンクリート、金庫、危険物及び爆発のおそれのあるもの、農薬、毒薬、ガスボンベ、消火器、バッテリー、火薬、シンナー、医療廃棄物、産業廃棄物、ドラム缶など

手続き方法：詳しくは、収集資源センターにお問合せください。

6 お住まいになられていた家が空き家になったとき 住宅政策課（市役所本館 4 階） TEL:20-5571

福井市では空き家を有効に活用し、定住促進を図るために福井市空き家情報バンクを開設しています。空き家を売りたい方・貸したい方の空き家情報を、空き家を活用したい人に紹介する制度です。

空き家情報バンクへの登録をご検討される方は、住宅政策課へご相談ください。

なお、登録申込書等はホームページにも掲載しています。

福井市空き家情報バンクホームページ→



⚠ ご注意ください

- ・管理が不十分な空き家等の場合、法律や条例に基づき、市が建物の修繕や樹木の剪定等について指導する場合があります。
- ・近隣住民や周辺環境に配慮した適正な管理をお願いします。

7 ご遺族の相談・支援窓口（当ハンドブックへの掲載にご了承いただいた窓口を紹介いたします。）

大切な人を亡くされたご遺族のみなさまの相談や支援をしている窓口があります。

※《ピア・サポート》とは、同じような経験をされた方やそのご家族が行う支援活動です。

■がん患者のご遺族の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームページ
福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井県済生会病院 福井赤十字病院 市立敦賀病院	0776-54-5151(代表) 0776-61-3111(代表) 0776-28-1212 0776-36-3673 0770-22-3611(代表) 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8:30～17:00	各病院の「がん相談支援センター」では、専門の相談員がお話をうかがい、がん患者のご遺族の不安やご相談などにお応えします。各病院を利用していない方やご家族もご相談可能です。	HPはこちらをクリック 

■流産や死産でお子さまを亡くされた方の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームページ等
市こども家庭センター 「ふくっこ」	0776-20-2905 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8:30～17:15	保健師、心理士等がお話をうかがいます。	
天使の母の会福井 《ピア・サポート》	LINE または Instagram からお問合せ ください。	流産や死産などで赤ちゃんを亡くされた方やそのご家族が語り合える場を提供しています。	LINE  Instagram 
カウンセリングルーム なかがわ 《ピア・サポート》	080-8699-8910 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 10:00～17:00 (不定休)	女性(産前産後含む)に寄り添う有料カウンセリングを行っています。公認心理師がお話をうかがいます。ご予約お問合せは、電話・ショートメール・HPの入力フォームからできます。	HPはこちらをクリック 

■大切な人を亡くされた方の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームページ
グリーンケア福井 《ピア・サポート》	090-1631-8918 毎週月曜日 10:00～15:00 ※上記以外は留守番 電話にメッセージを 残していただければ 対応します。	大切な人を亡くされた方の「悲嘆(グリーン)」からの回復をサポートする活動を行っています。	HPはこちらをクリック 

■自死で身近な人を亡くされた方の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームページ
自死遺族 アルメリアの会 ((ピア・サポート))	090-9448-4668 (不定休)	自死によりご家族やご友人など大切な人を亡くされた方同士が、同じような体験を共に分かち合える場所です。話さなくても居るだけでも大丈夫です。	HPはこちらをクリック 
自死遺族相談ダイヤル (全国自死遺族総合支援センター)	03-3261-4350 木曜日 10:00～19:00 日曜日 10:00～17:00 (祝日を除く)	身近な人を自死・自殺で亡くされた方のための電話相談を行っています。訓練を受けた相談員が、苦しみや悲しみなどじっくりお話をうかがいます。	HPはこちらをクリック 
全国自死遺族法律相談 ホットライン (自死遺族支援弁護士)	050-5526-1044 毎週水曜日 (祝日を除く) 12:00～15:00	弁護士がご遺族のみなさんのおかれた状況に配慮しつつ法的な支援を行います。	HPはこちらをクリック 

■犯罪や事故で亡くなられたご遺族の相談

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームページ
福井被害者支援センター	0120-783-892 月曜日～土曜日 (祝日を除く) 10:00～16:00	犯罪や事故でご家族を亡くされたご遺族に対して、電話や面接によるカウンセリング等の精神的支援や、裁判所・警察署などへの付き添い支援を行っています。	HPはこちらをクリック 

■その他こころの相談窓口

窓 口	連絡先・相談受付時間	内 容	ホームページ
福井市保健所 地域保健課 こころの健康相談	0776-33-5185 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 8:30～17:15	精神科医師や臨床心理士等がお話をうかがいます。事前のご予約が必要です。	HPはこちらをクリック 
福井県総合福祉相談所 (ホッとサポートふくい) こころの健康相談	0776-26-4400 月曜日～金曜日 (祝日を除く) 9:00～17:00	電話によるこころの相談を受けています。来所の相談にはご予約が必要です。	HPはこちらをクリック 

8 庁舎等案内図

福井市役所 本館、別館、上下水道局庁舎 電話(代表)：0776-20-5111

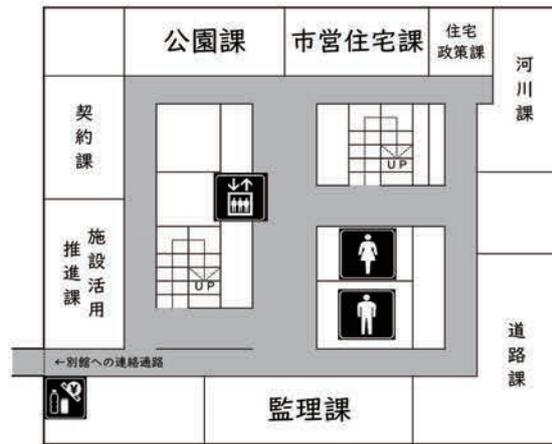
住所：本館、別館…… 福井市大手 3-10-1
 上下水道局庁舎 福井市大手 3-13-1



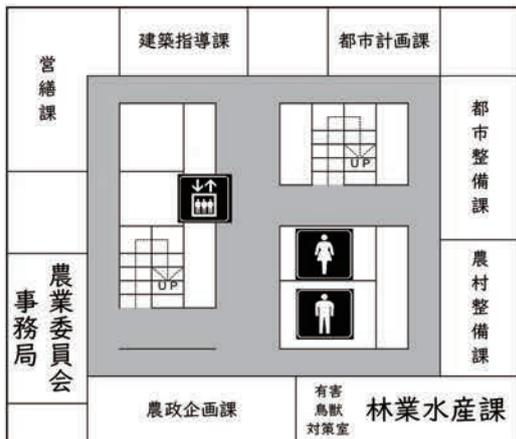
本館2階



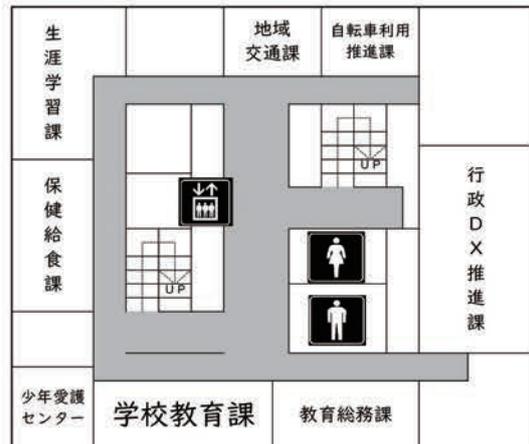
本館4階



本館5階



本館6階



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

戸籍謄本・住民票の写し等の交付

遺品の処分

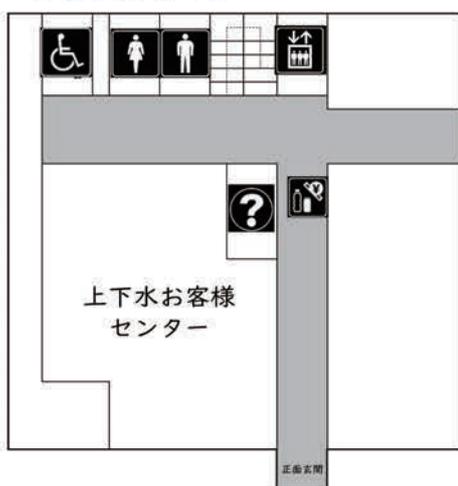
ご遺族の相談窓口

庁舎等案内図

委任状



上下水道局庁舎1階



福井市保健所 住所：福井市西木田 2-8-8

電話：地域保健課 33-5182

生活衛生課 33-5183

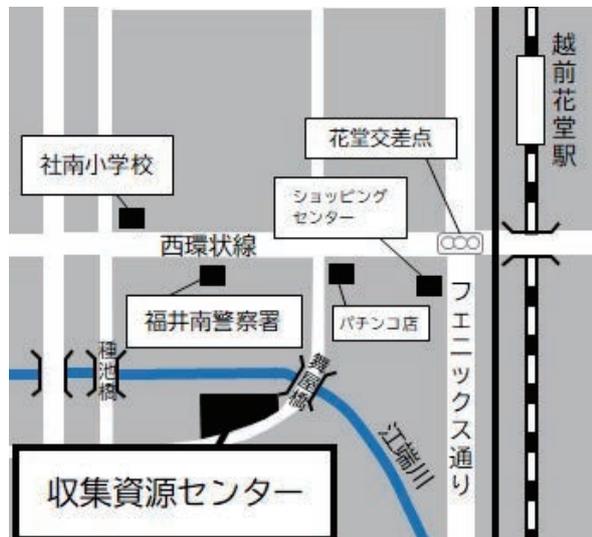


8 庁舎等案内図

ごみの持ち込み先 (P.33関連)

収集資源センター

住所：福井市南江守町2-1 電話：35-0052



福井市クリーンセンター

住所：福井市寮町50-41 電話：53-8999



広域圏清掃センター

(福井・美山地区の方のみ持ち込めます)

住所：あわら市笹岡33-3-1

電話：74-1314



鯖江クリーンセンター

(越廼・清水地区の方のみ持ち込めます)

住所：鯖江市西番町15-11

電話：0778-51-2310



日本年金機構 福井年金事務所 住所：福井市手寄2-1-34

電話：予約受付専用電話
0570-05-4890

年金のお問合せ
0570-05-1165
または
23-4518
自動音声案内後①→②



福井春山合同庁舎 住所：福井市春山1-1-54

福井地方法務局（5・6階）

電話：登記手続案内予約番号
22-4988
法定相続情報証明制度
22-4988
自筆証書遺言書保管制度
22-4189

福井税務署（2階）

【電話で相談】

電話：国税相談専用ダイヤル
0570-00-5901（全国一律料金）

相続税 自動音声案内後「3」を選択

所得税（準確定申告）
自動音声案内後「1」を選択

消費税 自動音声案内後「5」を選択

【福井税務署での面接相談】（事前予約）

電話：23-2690（代表）
→自動音声案内後「2」を選択



代理人選任届（委任状）

※下記の（注意事項）をお読みください。

（宛先）福井市長

年 月 日

代理人 (頼まれた人)	住 所
	氏 名

私は上記の者を代理人として選任し、以下の権限を委任します。

（該当するものすべてを☑してください。）

- 住民票請求に関する権限
- 戸籍請求に関する権限
- 住民異動届に関する権限
- その他（具体的に記入してください。）

（
）

本 人 (頼んだ人)	住 所
	氏 名 ※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。
	生年月日 大・昭・平・令・西暦 年 月 日

- （注意事項）
- 1 代理人選任届（委任状）は本人（頼んだ人）が手書きしてください。
本人（頼んだ人）が手書きしない場合は記名押印してください。
 - 2 委任の内容は必ず記入してください。
 - 3 郵送による請求の際には本人と代理人双方の身分確認証が必要になります。

※第三者が請求される場合はご記入ください。

（使用目的、提出先等を具体的に記入してください。使用目的確認のため、資料確認もさせていただきます。）

（
）

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 福井市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年4月

冊子に関するお問合せ

☎ 0776-20-5303 福井市 市民生活部 市民サービス推進課

